

高橋・只木ゼミ前期第8問検察側反対尋問レジュメ

文責:1班

I. 反対尋問

1. 弁護レジュメ 3 頁 12 行目以下において過失犯の成否の検討をしているが、2 頁 28 行
5 目以下において「傷害致死罪の構成要件の故意も認められる」、「傷害致死罪の構成要件該当性が認められる」として故意犯の構成要件に該当する行為について、なぜ過失犯の成立を認めることができるのか。
 2. 弁護レジュメ 1 頁 24 行目において、「第一の侵害事実の誤認は、無視できないほど行為全体において支配力をもっている」として、故意の存否について侵害事実の認識のみを重視し、過剰性の認識については無視しているが、なぜ無視できるのか。
- 10

以上